

令和5年3月7日

高松市教育委員会 殿

高松市情報公開・個人情報保護審査会

会長 阿部 晶子

**保有個人情報の不開示決定に関する審査請求について（答申）**

令和5年1月12日付け高教総セ第73号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

**1 審査会の結論**

本件審査請求を棄却する。

**2 開示請求の内容及び審査請求に至る経緯**

審査請求人〇〇〇〇が、高松市個人情報保護条例（平成10年条例第7号。以下「条例」という。）に基づき高松市教育委員会（以下「実施機関」という。）に行った開示請求に対する、令和4年10月6日付け高教総セ第64号決定（以下「第64号決定」という。）及び同日付け高教総セ第65号決定（以下「第65号決定」という。）に係る請求対象保有個人情報の内容、並びに本件審査請求の経緯は、次のとおりである。

**（1）請求対象保有個人情報の内容**

ア 第64号決定

令和3年度および令和4年度

教育公務員特例法第24条2「中堅教諭等資質向上研修に関する計画書」

イ 第65号決定

高松市総合教育センター令和4年度「長期研修の手引き」9ページ  
10(1)③事前評価と研修方針の決定に示されている「校長の長期研修に係る事前評価シート」および「研修状況の評価」

## (2) 本件審査請求の経緯

令和4年9月22日：実施機関が審査請求人から第64号及び  
65号決定に関する開示請求に係る保有  
個人情報開示請求書を受付

(以下、全て第64号及び65号決定に関  
して)

令和4年10月6日：実施機関が保有個人情報不開示を決定

令和4年10月31日：実施機関が審査請求人からの審査請求書を受付

令和4年12月2日：実施機関が審査請求人に対して弁明書を送付

令和4年12月6日：実施機関が審査請求人から反論書を受付

## 3 処分庁及び審査請求人の主張

### (1) 処分庁の不開示決定の理由

第64号決定・第65号決定ともに、不開示決定通知書に記載された開示しない理由は、「請求のあった保有個人情報は、実施機関の職員等に係る人事に関する保有個人情報であり、高松市個人情報保護条例第30条第2項第2号（以下「本件適用除外条項」という。）に該当するため」である。

### (2) 審査請求の趣旨

#### ア 第64号決定

開示請求に係る決定の取り消し、対象文書を開示、または、対象文書は作成されていないことを示す通知を求める。

#### イ 第65号決定

開示請求に係る決定を取り消し、対象文書を開示するよう求める。

### (3) 審査請求書中の審査請求の理由

審査請求書中には、人事上の処遇に対する意見を除き、(1)記載の理由に対する、直接的な審査請求の理由ないし反論はない。

#### (4) 処分庁の弁明書

請求対象文書には、研修者に対する研修前の職場での評価及び研修計画・進捗状況等の保有個人情報に記載されている。当該個人情報は、研修等の人事業務に係るものであり、本件適用除外条項の「実施機関の職員等に係る人事、給与、福利厚生等に関する保有個人情報」のうち、人事に関する保有個人情報に該当し、保有個人情報開示請求の対象外となる。これは、開示請求者の個別の事情等に係わらず適用されるものであり、審査請求人の主張する開示請求の目的や経緯をもって対象文書を開示請求の適用範囲とすることはできない。

#### (5) 審査請求人の反論書

第64号決定につき、平成14年8月8日付け文部科学事務次官による「教育公務員特例法の一部を改正する法律等の公布について（通知）」の第3留意事項3評価及び研修計画書の作成等の(3)において、「決定した評価や研修計画については、教諭等自身が、自らの課題を明確に認識して研修に取り組むことが望ましいことから、必要に応じて教諭等に示して説明することも考えられること。」と示されているので、人事に関する保有個人情報とみなし行った不開示決定は妥当ではない。

第65号決定につき、審査請求人は、令和4年度において（開示請求対象文書は）「香川県学校職員の人事評価に関する規則」第2条の人事評価の対象ではないと校長より説明されている（から、人事に関する保有個人情報とみなし行った不開示決定は妥当ではない）。

### 4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人が主張する審査請求の理由及び実施機関が弁明する不開示の理由を、条例に照らして審査した結果、次のとおり判断する。

#### (1) 本件適用除外条項に規定する「人事」

本件適用除外条項は、実施機関の職員等に係る人事、給与、福利厚生等に関する保有個人情報については、条例第16条以下の開示請求を含む第

3章の規定は適用しない、と定めている。

条例は、その第1条において、「この条例は、（中略）個人の権利利益の保護を図り、もって公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。」と定める。本件適用除外条項は、一定の事項を適用除外として開示請求等の対象外とする、いわゆる門前払いとするとの規定であるから、第1条の趣旨からするとその運用については、極力、狭く解釈するべきとの立論もあり得る。

しかし、条例は、人事に関する保有個人情報を、第18条各号に定義される不開示情報とするのではなく、あえて適用除外としている。この点からすると、そもそも実施機関自身の職員等の人事に関する個人情報は、開示すると人事の公正な運営を妨げるため、広く市民を対象とする個人情報保護条例の対象としないとの趣旨と考えられる。

「人事に関する」とは、抽象的で広い概念である。「人事」が何を意味するかにつき条例規則等の成文規定はなく、また、参考とすべき総務省ガイドライン等も存在しない。したがって、「人事」の解釈に当たっては、社会通念を踏まえ、条例の趣旨からして合目的的に判断するしかない。

そうすると、社会通念に照らして何が「人事」に当たるかを考えるしかないが、辞書では人事を「社会・機構・組織などの中で、個人の身分・地位・能力の決定などに関する事柄」などと定義している場合が多い。本件の請求対象の研修に関する個人情報は、職員の能力に影響を与える情報と言い得るし、実際のところ高松市を含む多くの組織において、研修は人事部・人事課の所轄とされている。

これらのことから、請求対象の保有個人情報は、実施機関の職員等の「人事」に関する保有個人情報に該当し、開示請求の適用除外とした決定は、適法かつ妥当である。

## **(2) 審査請求人の主張について**

審査請求人は、第64号決定につき文部科学事務次官通知、第65号決定につき校長が説明した香川県規則からして、不開示決定は妥当ではないと主張する。

しかし、事務次官通知・香川県規則のいずれも、条例に優越する国法で

はない。また、事務次官通知は、「望ましい」「考えられる」との記載にとどまり開示を義務付けるものではなく、香川県規則に基づく人事評価の対象か否かと個人情報開示請求の対象か否かは、全く次元を異にするものである。

以上のことから、審査請求人の主張には理由がない。

### (3) 結論

審査請求人が開示を求める文書は、いずれも本件適用除外条項に該当するものであり、実施機関の主張には理由があるので、本件審査請求を棄却すべきである。

## 5 付言

第64号及び65号決定につき、令和5年4月1日以降は、改正個人情報保護法（以下「改正法」という。）が施行されることに伴い高松市個人情報保護条例は廃止され、新たな規律が適用されるようになる。改正法には現行条例の本件適用除外条項に類する規定はなく、同様の個人情報開示請求がなされた場合、開示の対象となる。

また、個人情報開示請求ではなく行政文書公開請求がなされた場合、高松市情報公開条例にも、本件適用除外条項に類する規定はなく、同様に公開の対象となる。

ただし、当然のことながら、実施機関が行政文書を保有している場合に限り開示等が可能となるところ、当審査会の聴取の中で、実施機関から、第64号決定に係る請求対象保有個人情報、保有しておらず不存在であることを確認しており、また、この事実は実施機関から審査請求人に対して伝達済であるという説明がなされている。

また、第65号決定に係る請求対象保有個人情報について、行政文書公開請求又は、令和5年4月1日以降に個人情報開示請求がなされた場合、「人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」に該当する部分については、高松市情報公開条例第7条第5号エ又は改正法第78条第1項第7号に該当するため、一部不開示、一部公開となる場合がある。

審査請求人の利益を考慮して、上記を本答申の付言とする。

## 6 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和5年 1月12日	諮問書受理
令和5年 2月 6日	実施機関の不開示の理由の聴取及び争点の審査
令和5年 3月 7日	答申